

『基準地震動に関する審査の進捗状況について』

基準地震動の審査は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」、「震源を特定せず策定する地震動」、「基準地震動の策定」の順番で行われます。

2月10日に開催された「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の審査会合に引き続き、4月28日に「震源を特定せず策定する地震動」の審査会合が開催され、「概ね妥当な検討がなされた」と評価されました。

引き続き「基準地震動」の策定に向けて取り組んでまいります。

【これまでの審査の動き】

事業許可申請書に関する新規規制基準への適合性審査は、原子力規制庁によるヒアリング審査が平成26年1月22日～平成29年4月28日までに計133回、原子力規制委員会による公開での審査会合が、平成28年6月から平成29年4月までに計6回実施されています。



【写真】第199回 審査会合  
 において「概ね妥当」と評価されました。今回は、2月10日に引き続き、「地震・地震動」について審査されています。

施設関係としては「金属キャスクの基本的安全機能」等が対象となりますが、昨年6月までに概ね規制基準の適合性が確認されています。

一方、地震関係については、昨年6月から審査会合で分野（「地質・地質構造」「火山」「地震・地震動」「津波」「地盤安定性」）毎に審査されています。

「地質・地質構造」と「火山」から審査が始められ、昨年12月16日の審査会合において

【表】 これまでの審査の回数

適合性審査		ヒアリング 審査	審査会合
事業許可	施設関係	97回	1回
	地震関係	36回	5回
計		133回	6回

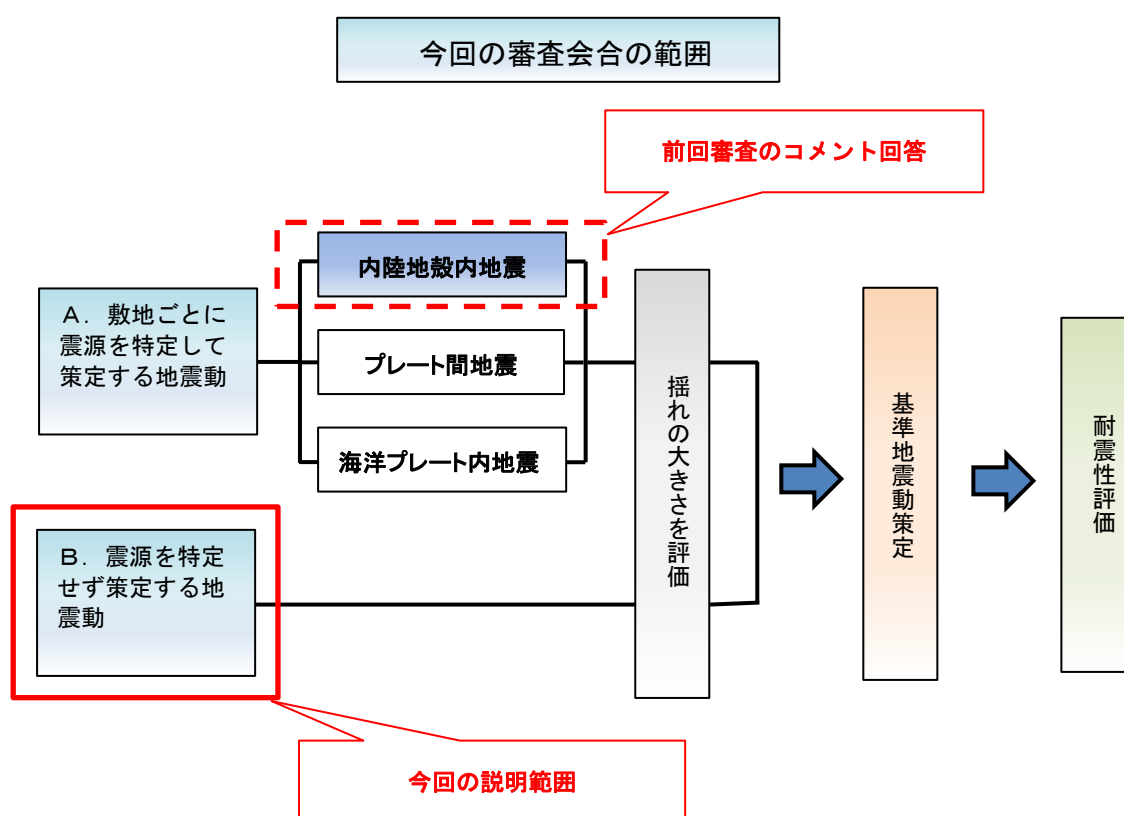
## 【基準地震動に関する審査について】

### (1) 今回の審査会合の範囲

施設の耐震設計において考慮する地震の揺れ「基準地震動」を策定するためには、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」について検討する必要があります。

前回（平成29年2月10日）「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の審査会合において「内陸地殻内地震」の不確かさ等について一部コメントがありました。

今回は、これらのコメント回答と「震源を特定せず策定する地震動」について説明を行いました。



- A. 敷地周辺の地質などに関する詳細な調査を実施したうえ、施設周辺に存在する活断層において地震が起きた場合の施設への揺れの大きさを評価する。これを「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」という。
- B. 震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内地震について、地震の観測記録をもとに施設における揺れの大きさを評価する。これを「震源を特定せず策定する地震動」という。

## (2) 審査会合での説明内容と状況

平成29年4月28日の審査会合では、「内陸地殻内地震」の指摘事項に対するコメント回答と「震源を特定せず策定する地震動」について、説明を行いました。主な説明内容と状況については、以下の通りです。

項目	主な説明内容	状況
前回審査(2/10)でのコメントへの回答(内陸地殻内地震)	「一切山東方断層」と「横浜断層」の影響を再整理することとのコメントに対して、「一切山東方断層による地震」は、「横浜断層による地震に敷地周辺の審査状況を考慮した震源モデル」の地震動評価を行うことにより、敷地に与える影響は小さくなる旨を説明。	概ね妥当な検討がなされたと評価いただいた。
震源を特定せず策定する地震動	審査ガイドにより検討対象となっている16の内陸地殻内の地震の例のうち、「岩手・宮城内地震」と「北海道留萌支庁南部地震」を代表に選定して評価。 <sup>(注1)</sup> なお、「北海道留萌支庁南部地震」の最大加速度を620Galと評価。 <sup>(注2)</sup>	概ね妥当な検討がなされたと評価いただいた。

(注1) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(以下審査ガイド)の16地震の例のうち、Mw6.5以上の2つの地震については、震源周辺地域と敷地周辺地域差の検討から類似性のある「岩手・宮城内陸地震」を選定しました。

Mw6.5未満の14の地震については、地域性にかかわらず、影響の大きい地震観測記録の選定結果から「北海道留萌支庁南部地震」を選定しました。

(注2) 当社がこれまで設定してきた基準地震動(600Gal)を超えることから、次の基準地震動の審査会合において、基準地震動の見直しをお諮りしていく予定です。

以上